

証券コード 7680

2025 年 7 月 10 日

(電子提供措置の開始日 2025 年 7 月 2 日)

株主各位

札幌市中央区北五条西六丁目 2 番 2 号

札幌センタービル 11 階

株式会社 軽自動車館

代表取締役社長 阿部 章一

第 27 回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第 27 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://keijidousyakan.com/ir/>)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025 年 7 月 24 日（木曜日）午後 6 時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025 年 7 月 25 日（金曜日）午後 3 時
2. 場 所 札幌市中央区北五条西六丁目 2 番 2 号 札幌センタービル 11 階 当社本社会議室
3. 目的事項
 - 報告事項 第 27 期（2024 年 5 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで）事業報告の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第 1 号議案 第 27 期（2024 年 5 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで）計算書類承認の件
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第 1 号議案 第 27 期（2024 年 5 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで）計算書類承認の件

会社法第 438 条第 2 項に基づき、当社第 27 期の計算書類の承認をお願いするものであります。

当社は、第 27 期において、事業報告に記載のとおり事業を展開し、取締役会は、第 27 期計算書類を作成して監査役に提出し、その監査報告を受けた後承認いたしました。つきましては、株主総会のご承認をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、10 頁から 18 頁までに記載のとおりであります。

取締役会といたしましては、第 27 期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

なお、当事業年度の配当につきましては、当期純損失を計上したため、利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではありますが、引続き無配とさせていただきたく、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、現行定款第36条において「毎年5月1日から翌年4月30日まで」としておりますが、当社事業の最繁忙期を避けた時期に決算期（事業年度の末日）を移行することで、当社の事業運営において効率的な業務執行を図ることを目的として、当社の事業年度を「毎年11月1日から翌年10月31日まで」に変更するものであります。さらに、事業年度の変更に伴い、現行定款第13条及び第38条に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所）

現行定款	変 更 案
第1条～第12条 （条文省略）	第1条～第12条 （現行どおり）
（定時株主総会の基準日）	（定時株主総会の基準日）
第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>4月30日</u> とする。	第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。
第14条～第35条 （条文省略）	第14条～第35条 （現行どおり）
（事業年度）	（事業年度）
第36条 当社の事業年度は、毎年 <u>5月1日</u> から翌年 <u>4月30日</u> までの年1期とする。	第36条 当社の事業年度は、毎年 <u>11月1日</u> から翌年 <u>10月31日</u> までの年1期とする。
第37条 （条文省略）	第37条 （現行どおり）
（中間配当）	（中間配当）
第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年 <u>10月31日</u> 現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。	第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年 <u>4月30日</u> 現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。
第39条 （条文省略）	第39条 （現行どおり）
（新設） （新設）	附 則 （事業年度に関する経過措置）
	<u>第1条</u> 第36条（事業年度）の規定にかかわらず、当社の第28期事業年度は、2025年5月1日から2025年10月31日までの6か月間とする。
	<u>2</u> 本附則は、第28期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。
（新設）	（剰余金の配当に関する経過措置）
	<u>第2条</u> 第37条（剰余金の配当）の規定にかかわらず、2025年5月1日から始まる第28期事業年度の期末配当の基準日は2025年10月31日とする。
	<u>2</u> 本附則は、第28期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。

以上

事業報告

〔 2024 年 5 月 1 日から
2025 年 4 月 30 日まで 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2024 年 5 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで）におけるわが国経済は、大幅な円安によるインバウンド需要が回復し、雇用、所得環境が改善する等、景気は緩やかな回復傾向が継続いたしました。一方で、食料・エネルギー価格等の高騰が依然として続いており、さらに、海外諸国の政権交代、中国経済の停滞、ウクライナ、中東情勢の緊迫化等の地政学リスクにより不安定な国際情勢が続いており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境のなか、中古車販売業界におきましては、半導体供給問題の解消や新車市場の回復、インボイス制度の導入と支払総額表示の義務化により、市場の透明性と信頼性が向上いたしました。一方、不正認証問題により複数の国内メーカーの生産が停止したことによる新車の供給遅れが響いたことや、経済的不透明感から消費者の購買意欲が低下したこと等により、新車の販売が苦戦し中古車流通が鈍化いたしました。これらの要因により 2024 年 5 月から 2025 年 4 月までの国内軽自動車販売台数は 2,835,859 台（前期比 99.3%）と前年実績を下回る結果となりました。

当社におきましては、国内軽自動車中古販売台数の減少が起因し、販売台数は 3,549 台（前期比 91.0%）と前年実績を下回りましたが、仕入コスト上昇分を販売価格へ転嫁し、収益の向上を推し進めたことにより、売上総利益率が前年実績から 0.3 ポイント上回りましたが、売上高及び売上総利益は前年実績を下回りました。また、引続き経費削減に努め、広告宣伝費等の削減を実施したことにより、販売費及び一般管理費は前年実績を下回りました。特別損失では 2025 年 5 月 31 日付にて不採算店舗であった札幌南店を閉鎖及び店舗統合したことによる減損損失 2,200 千円を当期において計上いたしました。

以上の結果、売上高は 4,181,175 千円（前期比 1.8%減）、営業利益は 9,305 千円（前期比 10.4%減）、経常損失は 522 千円（前期は 4,390 千円の経常利益）、当期純損失は 4,161 千円（前期は 4,473 千円の当期純利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達につきましては、運転資金として短期借入金 30,000 千円、長期借入金 45,000 千円を金融機関より調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

自動車全体における軽自動車の保有比率は年々上昇しており、中古軽自動車販売事業にとっては追い風となっておりますが、その一方で若年層の自動車離れや高齢者の運転免許返納が増える等の問題が影を落としております。また、電気自動車への移行が急速に進む可能性等、当社が取扱う軽自動車に対する消費者の姿勢にも変化が生じることも考えられます。

このような状況において当社は下記の各項目を重要課題として取組んでまいります。

① 新規店舗の出店

新規店舗出店による成長戦略により、道内及び国内での販売シェアを拡大していく方針であります。引続き道内に新規店舗の出店を行うことを検討しておりますが、道外への出店も行ってまいります。

② 既存店の収益向上

既存店の収益向上を図るため、軽自動車販売以外の付属品販売、ローン手数料収入及び保険代理店収入の拡大、さらには整備工場の整備売上の増大等による利益の底上げに取り組んでまいります。

③ 仕入先の多様化

当社の仕入は、オートオークション会場から調達しております。今後新規出店により店舗数が増加した場合、オートオークションによる仕入のみに依存すると仕入単価が上昇し、必要な軽自動車を適正な価格で仕入ることが困難となる可能性があります。そのような事態に備えるために、オートオークション以外に買取又は下取による仕入を強化していく必要があると考えております。

④ 広告戦略の多様化

これまで、当社キャラクター『軽自動車マン』を使用したテレビCMによるイメージ広告を中心に宣伝広告を行ってまいりましたが、現状はウェブ広告を中心に展開しております。今後につきましては両者の最適なバランスを模索しながら広告戦略を通して認知度を高めてまいります。

⑤ 人材育成

お客さまへの満足度を高めブランドを構築するためには、人材育成が不可欠であり、軽自動車に関する知識、ローンや保険に関する知識、コミュニケーション能力等営業を行ううえで重要なスキルを身につけるべく、社内外の研修を受講する他OJTによる社員教育等を計画的に実施する方針であります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第24期 (2022年4月期)	第25期 (2023年4月期)	第26期 (2024年4月期)	第27期 (当事業年度) (2025年4月期)
売上高 (千円)	3,347,608	3,990,296	4,255,707	4,181,175
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	19,861	35,752	4,390	△522
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	12,049	9,303	4,473	△4,161
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	233.52	180.29	86.69	△80.65
総資産額 (千円)	1,350,527	1,544,389	1,406,547	1,501,119
純資産額 (千円)	199,832	209,135	213,609	209,447
1株当たり純資産 (円)	3,872.73	4,053.02	4,139.71	4,059.06

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないよう留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長阿部章一であります。当社は、金融機関からの要請に応じて当社代表取締役社長阿部章一より債務保証を受けております。当該取引に際しては、当該取引の必要性に留意したうえで合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については上記イに記載の取引内容であることを認識しており、親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いは行っておらず当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年4月30日現在)

当社は軽自動車専門の中古車販売を主な事業としております。

(8) 主要な事業所 (2025 年 4 月 30 日現在)

名称	所在地
本社	北海道札幌市中央区
札幌本店	北海道札幌市北区
新さっぽろ店	北海道札幌市厚別区
札幌東店	北海道札幌市東区
札幌南店	北海道札幌市南区
札幌清田店	北海道札幌市清田区
北見店	北海道北見市
旭川店	北海道旭川市
函館店	北海道函館市
苫小牧店	北海道苫小牧市
帯広店	北海道帯広市
釧路店	北海道釧路市
せんだい店	宮城県仙台市泉区

(注) 2025 年 5 月 31 日付にて札幌南店を閉鎖し札幌清田店に統合いたしました。

(9) 従業員の状況 (2025 年 4 月 30 日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
74(44) 名	1 名減 (14 名増)	43.1 歳	5.6 年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用人員は年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2025 年 4 月 30 日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 北 洋 銀 行	422,590 千円
株式会社日本政策金融公庫	125,864 千円
株式会社商工組合中央金庫	100,000 千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	50,000 千円
株 式 会 社 秋 田 銀 行	50,000 千円
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	30,000 千円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	30,000 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025 年 4 月 30 日現在）

- | | | |
|------------|------|-----------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 160,000 株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 51,600 株 |
| ③ 株主数 | | 7 名 |
| ④ 大株主 | | |

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
阿部 章一	47,000	91.08
軽自動車館従業員持株会	3,300	6.40
稲場 俊憲	600	1.16
近藤 充	200	0.39
海馬 英明	200	0.39
佐藤 利彌	200	0.39
株式会社インサイト	100	0.19

- （注） 1. 自己株式は保有しておりません。
2. 持株比率は発行済株式の総数により算出しております。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2025 年 4 月 30 日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	阿 部 章 一	
取 締 役	近 藤 充	営業部部長
取 締 役	稲 場 俊 憲	管理部担当
常 勤 監 査 役	福 田 仁	
監 査 役	植 木 保 教	㈱UEKI ビジネスパートナーズ代表取締役

- （注）監査役福田仁氏及び植木保教氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

（2）取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員（名）	報酬等の額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	3 （一）	32,329 （一）
監査役 （うち社外監査役）	2 （二）	2,520 （2,520）
合計 （うち社外役員）	5 （二）	34,849 （2,520）

- （注） 1. 取締役の報酬限度額は、2018 年 7 月 24 日開催の第 20 回定時株主総会において、年額 100 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2018 年 7 月 24 日開催の第 20 回定時株主総会において、年額 20 百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の種類は基本報酬のみで、業績連動報酬及び非金銭報酬はありません。

（3）取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定について、2021 年 7 月 29 日開催の取締役会において代表取締役社長阿部章一氏に取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨の決議をしております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外監査役植木保教氏は、株式会社 UEKI ビジネスパートナーズの代表取締役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主要な活動の状況

氏名	地位	主な活動状況
福 田 仁	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会 14 回のすべてに出席、また監査役協議会 12 回のすべてに出席し、主に自動車業界における豊富な経験・知識と事業会社での取締役としての経験に基づいて客観的かつ独立的な立場から必要な発言を行っております。
植 木 保 教	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会 14 回のすべてに出席、また監査役協議会 12 回のすべてに出席し、主に経営者としての豊富な経験・知識に基づいて客観的かつ独立的な立場から必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査役との間で、会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令に定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

4. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、お客さま満足度の向上を通じて社会貢献を行うことを念頭においた企業行動をとり、代表取締役社長がその精神を役職者及び全使用人に継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理遵守の企業活動を行っております。
監査役及び内部監査部門は連携し、「監査役監査基準」及び「内部監査規程」に定める方法により、本社及び店舗の所管する業務について、そのコンプライアンス管理の実行状況を監査しております。また、当社は、法令もしくは定款上疑義のある行為等に関する通報制度を整備するとともに、それを告発した使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報制度規程」を制定し制度の実効性を担保しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存しております。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・損失の危険に関しましては、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会において検討し、リスクの発生を未然に防ぎ、また、発生したリスクの拡大を防止することに努めております。
 - ・リスク管理委員会は原則として年 2 回開催され、その活動状況は必要に応じて取締役会に報告しております。
 - ・リスク管理体制の有効性については、内部監査人が監査を行っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は原則毎月開催し、経営上の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、必要な場合は臨時取締役会を開催し、機動的に意思決定が行えるようにしております。
 - ・取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために、組織規程及び職務権限規程等の社内規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに従い業務を分担しております。

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社には、親会社及び子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はありません。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名しております。
 - ・指名された使用人への指揮権は監査役に委譲され、取締役の指揮命令は受けないものとし、当該使用人の人事異動等については監査役の承認を得たうえで決定するものとしております。
- ⑦ 取締役及び監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項
- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告し、必要な情報提供を行うものとしております。
 - ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び重大な法令・定款違反等を発見した場合、直ちに監査役に報告することとしております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、代表取締役社長と定期的に面談を行い監査上の重要事項について報告、意見交換を行っております。
 - ・監査役は、取締役会の他必要に応じて各種会議に出席することとしております。
 - ・監査役は、監査法人と定期的に情報交換を行い、また必要に応じて報告を求めることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 内部統制システム全般
- 当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査担当がモニタリングし、不備があった場合には改善指示を行うとともに改善状況の確認を行っております。
- ② 法令遵守体制について
- 当社は使用人に対してコンプライアンスに関する研修や会議体での説明を行うことにより法令遵守に係る意識を高める取組みを継続的に行っております。また法令違反防止及び対策規程、反社会的勢力対策規程等の規定を整備・運用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理体制
- 当社は、各部長が構成員であるリスク管理委員会を設置しており、年2回当該委員会を開催してリスク情報の洗出し及び評価を行っております。リスク管理委員会が必要と判断した場合は取締役会に報告を行い、情報の共有及び周知を図っております。
- ④ 監査役の監査
- 監査役は、監査計画を策定し、当該計画に従って取締役の業務執行の状況を監督し、内部統制の整備・運用状況の監査を行っております。
- また、必要に応じて財産の実査を実施しております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025 年 4 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,151,857	流 動 負 債	848,047
現金及び預金	102,193	買 掛 金	114,746
売 掛 金	77,763	短 期 借 入 金	495,000
商 品	904,109	1年以内返済予定の長期借入金	60,108
貯 蔵 品	611	リ ー ス 債 務	4,098
未収還付法人税等	1,774	未 払 金	11,239
前 払 費 用	19,995	未 払 費 用	39,229
そ の 他	45,409	未払法人税等	1,014
固 定 資 産	349,261	前 受 金	95,239
有形固定資産	262,697	賞 与 引 当 金	25,493
建 物	96,323	そ の 他	1,877
構 築 物	18,997	固 定 負 債	443,623
機 械 装 置	13,555	社 債	130,000
車両運搬具	4,080	長 期 借 入 金	253,346
工具、器具及び備品	8,978	リ ー ス 債 務	10,447
土 地	120,761	長 期 未 払 金	2,575
無形固定資産	677	退職給付引当金	23,718
ソフトウェア	677	資産除去債務	23,537
投資その他の資産	85,886	負 債 合 計	1,291,671
出 資 金	30	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	52,136	株 主 資 本	209,447
長期前払費用	3,931	資 本 金	44,012
繰延税金資産	27,432	利 益 剰 余 金	165,435
そ の 他	2,356	その他利益剰余金	165,435
		繰越利益剰余金	165,435
		純 資 産 合 計	209,447
資 産 合 計	1,501,119	負債純資産合計	1,501,119

損益計算書

2024年5月1日から
2025年4月30日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,181,175
売 上 原 価		3,360,274
売 上 総 利 益		820,901
販売費及び一般管理費		811,596
営 業 利 益		9,305
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	66	
還 付 金 収 入	5,745	
そ の 他	683	6,495
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,318	
社 債 利 息	467	
支 払 保 証 料	1,509	
そ の 他	27	16,323
経 常 損 失		522
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	35	35
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
役 員 退 職 慰 労 金	1,000	
減 損 損 失	2,200	3,200
税引前当期純損失		3,687
法人税、住民税及び事業税	2,029	
法 人 税 等 調 整 額	△1,555	473
当 期 純 損 失		4,161

株主資本等変動計算書

〔 2024 年 5 月 1 日から
2025 年 4 月 30 日まで 〕

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	44,012	169,597	169,597	213,609	213,609
当期変動額					
当期純損失（△）		△4,161	△4,161	△4,161	△4,161
当期変動額合計	－	△4,161	△4,161	△4,161	△4,161
当期末残高	44,012	165,435	165,435	209,447	209,447

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産

建物（建物附属設備は除く）

- ・2007年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。
- ・2007年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

建物以外

- ・2007年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
- ・2007年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。
- ・2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～34年
構築物	4年～20年

(2) 無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・自動車販売事業

自動車販売事業においては、主に軽自動車販売を行っております。このような軽自動車の販売については、車両を登録した時点で収益を認識しております。また、販売した車両に対し修理等の保証サービスを提供しております。当該サービスは、保証期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る期間に基づき収益を認識しております。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	27,432千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	2,200千円
有形固定資産	262,697千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、店舗の固定資産の減損の兆候を把握するにあたり、資産のグルーピングを店舗単位で行っており、各店舗の営業損益が2期連続で赤字となる場合等に、減損の兆候があるものと判断しております。減損の兆候があると判断された店舗が生み出す割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当社は、減損の兆候及び減損損失の認識に関する判断、並びに回収可能価額の見積りは合理的であると判断しております。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により固定資産の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保資産

① 担保に供している資産（帳簿価額）

	当事業年度 (2025年4月30日)
建物	22,089千円
構築物	641千円
土地	120,761千円
計	143,492千円

② 担保に係る債務（帳簿価額）

	当事業年度 (2025年4月30日)
1年以内返済予定の長期借入金	15,516千円
長期借入金	65,422千円
計	80,938千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	151,855千円

(損益計算書に関する注記)

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
北海道札幌市南区	店舗	建物及び構築物	2,200千円

当社は、資産のグルーピングを店舗単位で行っております。当事業年度において、営業損益が2期連続で赤字となった店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 の株式数 (株)
普通株式	51,600	—	—	51,600

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年4月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	8,723千円
未払社会保険料	1,308千円
未払事業所税	1,204千円
退職給付引当金	8,315千円
長期未払金	902千円
資産除去債務	7,480千円
減損損失	5,385千円
繰越欠損金	59千円
その他	438千円
繰延税金資産合計	33,820千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△6,204千円
その他	△182千円
繰延税金負債合計	△6,387千円
繰延税金資産純額	27,432千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.22%から35.06%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に軽自動車の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入れにより調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入れにより調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、当該売掛金の回収を条件として車両を引渡すため顧客の信用リスクは極めて低いものと判断しております。

営業債務である買掛金は、1年以内に支払期日が到来するものであります。

社債及び長期借入金(1年以内返済予定を含む。)は、主に、設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスクについては、月次ベースで資金繰計画表を作成し、適宜更新する等の方法により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債	130,000	130,000	—
長期借入金(1年以内返済予定を含む。)	313,454	309,069	△4,384
負債計	443,454	439,069	△4,384

※ 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「前受金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	102,193	—	—	—
売掛金	77,763	—	—	—
合計	179,956	—	—	—

(注 2) 社債、借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	495,000	—	—	—	—	—
社債	—	80,000	—	50,000	—	—
長期借入金	60,108	58,692	31,312	30,312	30,312	102,718
合計	555,108	138,692	31,312	80,312	30,312	102,718

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	130,000	—	130,000
長期借入金	—	309,069	—	309,069
負債計	—	439,069	—	439,069

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	阿部章一	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 91.08	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)	422,590	—	—

(注) 金融機関からの借入金に対して代表取締役社長阿部章一より債務保証を受けており、取引金額は当事業年度末の債務被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

	当事業年度 2025年4月30日
1株当たり純資産額	4,059円06銭
1株当たり当期純損失	80円65銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査役の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものとして認めます。

2025年6月19日

株式会社軽自動車館

常勤監査役 福 田 仁



社外監査役 植 木 保 教



以上

以上